

使用済み自社用設備の売却に伴う増値税の処理

担当：許 海波 平出

自社の生産・経営のために使用した自社用設備を売却する場合、売却先（国内・国外）、企業形態（生産型・非生産型）、増値税納税人資格（一般納税人・小規模納税人）、設備取得時の仕入増値税額の控除状況、設備取得時の発票分類等の違いにより、売却に伴う売上増値税の処理が異なります。

使用済み自社用設備の売却に伴う増値税の処理方法

増値税の計算方法	番号	適用条件
免除	①	増値税小規模納税人が使用済み自社用設備を輸出する場合
	②	増値税一般納税人が購入時に増値税専用発票と税関輸入増値税専用納付書を取得していないが、その他の関連証票が揃った使用済みの自社用設備を輸出する場合
免除・還付	③	1) 増値税一般納税人が2008年12月31日前まで購入した設備 2) 2009年1月1日以後購入した設備で、規定上仕入増値税の控除ができなかった設備 3) 「非」増値税納税人が購入した設備 4) 営改増改革試行前において、営業税納税義務者として購入した使用済み自社用設備を輸出する場合
	④	1) 増値税一般納税人が購入した時に増値税専用発票と税関輸入増値税専用納付書を取得したが、仕入増値税控除金額を計上していない使用済み自社設備を輸出する場合 2) 非生産型企業の増値税一般納税人が購入時に増値税専用発票と税関輸入増値税専用納付書を取得済みで、仕入増値税も控除した使用済み自社用設備を輸出する場合
免除・控除・還付	⑤	生産型増値税一般納税人が購入時に増値税専用発票と税関輸入増値税専用納付書を取得済みで仕入増値税も控除した使用済み自社用設備を輸出する場合

増値税の計算方法	番号	適用条件
簡易徴収の 3%徴収税率で 2%の低減税率で増値税徴収	⑥	増値税小規模納税人が国内で使用済み自社用設備を販売する場合
	⑦	増値税一般納税人が購入時に規定上仕入控除のできなかつた使用済み自社用設備を国内で販売する場合
商品販売の普通税率 17%で徴収	⑧	増値税一般納税人が購入時規定上において仕入控除の手続きを行った使用済み自社用設備を国内で販売する場合

説明：

(1) 使用済み設備の範囲

自社で実際に使用し、財務会計制度に基づき減価償却費を計上している固定資産設備をいいます。

(2) 増値税納税人資格と確認時点

上表に記載された「増値税小規模納税人」「増値税一般納税人」とは使用済み自社用設備を販売する時点における増値税納税人資格を指します。設備を購入する時点では増値税小規模納税人であっても、販売する時点では増値税一般納税人になっている場合には、販売時点の増値税一般納税人としての計算方法で確認します。

(3) 税金計算の説明

・免除：

使用済み自社用設備を輸出する際の売上増値税を免除

・免除・還付：

自社用の中古設備の輸出にあたり上記表の要件に該当する場合、税金の「免除・還付」政策を適用して処理できます。

自社用の中古設備は、取得時には（将来輸出することを想定していないため）仕入増値税を既に売上増値増から控除しているケースが多く、この場合は、中古設備の輸出時点での簿価に対応する仕入増値税は戻入処理して（すでに減価償却した部分に対応する仕入増値税の戻入処理は不要）、輸出中古設備に対応する仕入増値税の課税価格と適用税率により還付税額を算出・申請します。

計算式：

仕入増値税の戻入額＝固定資産簿価×設備仕入時の仕入増値税税率

税金還付額＝[仕入当時の増値税専用発票上の金額または税関仕入増値税専用納付書上の課税価格×固定資産の簿価÷固定資産の取得価格]×還付率

・免除・控除・還付：

本来生産型企業の増値税還付は原則として自社製造製品のみが対象とされ、仕入購入商品をそのまま輸出した場合は免・控・還の適用対象にはなりません、自社使用済設

備等の輸出については、規定により自社製品とみなして輸出時の売上増徴税を免除し、設備購入時の仕入控除がされます。輸出した設備の税還付を申告する時の当期の免除・控除・還付税額と未控除税額（留抵税額）と比較して少ないほうが還付できます。

A. 輸出免除・控除・還付税額＝輸出商品の FOB 価格×為替レート×輸出商品還付率

B. 当期増徴税未控除税額（留抵税額）＝当期仕入増徴税額＋前期未控除税額（留抵税額）－（当期売上増徴税額＋当期仕入振替税額）

B>0、A>B、税還付額＝B； B>0、A<B、税還付額＝A； B<0、税還付なし

・簡易徴収の場合、3%徴収税率で計算した金額で2%の低減税率で徴収：

納付すべき増徴税額＝税込販売価格 / (1+3%) × 2%

・普通税率 17%で徴収：

売上増徴税＝税込販売価格 / (1+17%) × 17%

規定参考：

財政（2014）57号 財政部 国家稅務總局關於簡併増徴税徴収率政策的通知

財稅（2009）9号 財政部 国家稅務總局關於部分貨物適用増徴税低税率和簡易方法徴収増徴税政策的通知

財稅（2012）39号 財政部 国家稅務總局關於出口貨物勞務増徴税和消費稅政策的通知

国家稅務總局公告 2013年第61号 国家稅務總局關於調整出口退(免)稅申報方法的公告

以上